



# 三重県公報

令和4年10月25日 (火)

第 357 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
61	三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(大気・水環境課)	3
<b>告 示</b>			
675	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	3
676	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	4
677	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の再開の届出	( 同 )	4
678	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	( 同 )	4
679	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	5
680	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の再開の届出	( 同 )	5
681	有害な興行の指定	(少子化対策課)	5
682	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	6
683	環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(環境生活総務課)	6
684	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	6
685	同件	( 同 )	7
686	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	( 同 )	9
687	同件	( 同 )	9
688	同件	( 同 )	9
689	同件	( 同 )	10
690	同件	( 同 )	10
691	同件	( 同 )	10
692	同件	( 同 )	10
693	同件	( 同 )	11
694	同件	( 同 )	11
695	同件	( 同 )	11
696	同件	( 同 )	12
697	同件	( 同 )	12
698	同件	( 同 )	12
699	同件	( 同 )	13
700	同件	( 同 )	13
<b>公 告</b>			
	第74回准看護師試験の実施	(医療介護人材課)	13
	土地改良区役員の退任の届出	(農地調整課)	14
	同件	( 同 )	14

土地改良区の定款変更の認可	(農地調整課)	14
公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	14
同件	(同)	15
同件	(同)	15
公共測量が終了した旨の通知	(同)	15
<b>特定調達公告</b>		
一般競争入札を行う旨	(保健環境研究所)	15
<b>正 誤</b>		
令和4年9月30日付け三重県公報第350号	(建築開発課)	19

**規 則**

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年十月二十五日

三重県知事 一 見 勝 之

**三重県規則第六十一号**

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成十三年三重県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第六（第七条関係）			別表第六（第七条関係）		
一～八 (略)	(略)	(略)	一～八 (略)	(略)	(略)
九	圧縮機（冷凍機を除く。）	振動規制法施行令別表第一第二号に規定する一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上であること。	九	圧縮機（冷凍機を除く。）	原動機の定格出力が七・五キロワット以上であること。
十	土石用又は鋳物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が七・五キロワット以上であること。	十	土石用又は鋳物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	
十一～ 二十二 (略)	(略)	(略)	十一～ 二十二 (略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和四年十二月一日から施行する。

**告 示**

**三重県告示第 675 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 4 年 10 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
にしい腎泌尿器科	四日市市高角町 1558-3	令和 4 年 10 月 1 日
たるさかこどもクリニック	四日市市垂坂町 413-1	令和 4 年 9 月 1 日
協立内科外科医院	熊野市井戸町 378 番地	令和 4 年 9 月 1 日
桔梗往診クリニック 24	名張市桔梗が丘 2 番町 7-16	令和 4 年 9 月 1 日

佐竹歯科医院	四日市市中里町 29-4	令和4年8月23日
スギ薬局松阪中央店	松阪市宮町 51 番地 3	令和4年8月18日
とまと薬局	松阪市上川町 2194-16	令和4年9月1日
コスモス薬局 みその店	伊勢市御薮町長屋 2004-3	令和4年10月1日
つげ薬局	伊賀市下柘植 1014-6	令和4年10月1日
くうねる訪問看護ステーション	津市上浜町一丁目 92-19	令和4年7月1日
有明の里有限会社 訪問看護ステーションひだか	伊勢市中村町 730 番地 4	令和4年9月1日
訪問看護ステーション ニコちゃん	南牟婁郡紀宝町井田 1290-9	令和4年8月1日

**三重県告示第 676 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 10 月 25 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
桔梗往診クリニック 24	名張市桔梗が丘 5 番町 1-20	令和4年8月31日
かも内科消化器科	名張市桔梗が丘 2 番町 5 街区 72 番地	令和4年4月30日
佐竹歯科医院	四日市市中里町 29-4	令和4年8月22日
中谷歯科医院	名張市本町 50	令和4年5月31日
とまと薬局	松阪市上川町 2194-16	令和4年8月31日
スギ薬局松阪中央店	松阪市宮町字堂ノ後 130	令和4年8月17日

**三重県告示第 677 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の再開の届出がありました。

令和 4 年 10 月 25 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	再開年月日
もみの木整形外科	津市芸濃町椋本 5069 番地 6	令和4年9月1日

**三重県告示第 678 号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 4 年 10 月 25 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
にしい腎泌尿器科	四日市市高角町 1558-3	令和4年10月1日
たるさかこどもクリニック	四日市市垂坂町 413-1	令和4年9月1日
協立内科外科医院	熊野市井戸町 378 番地	令和4年9月1日
桔梗往診クリニック 24	名張市桔梗が丘 2 番町 7-16	令和4年9月1日
佐竹歯科医院	四日市市中里町 29-4	令和4年8月23日
スギ薬局松阪中央店	松阪市宮町 51 番地 3	令和4年8月18日
とまと薬局	松阪市上川町 2194-16	令和4年9月1日
コスモス薬局 みその店	伊勢市御薮町長屋 2004-3	令和4年10月1日
つげ薬局	伊賀市下柘植 1014-6	令和4年10月1日

くうねる訪問看護ステーション	津市上浜町一丁目 92-19	令和 4 年 7 月 1 日
有明の里有限会社 訪問看護ステーション ひだか	伊勢市中村町 730 番地 4	令和 4 年 9 月 1 日
訪問看護ステーション ニコちゃん	南牟婁郡紀宝町井田 1290-9	令和 4 年 8 月 1 日

三重県告示第 679 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 10 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
桔梗往診クリニック 24	名張市桔梗が丘 5 番町 1-20	令和 4 年 8 月 31 日
かも内科消化器科	名張市桔梗が丘 2 番町 5 街区 72 番地	令和 4 年 4 月 30 日
佐竹歯科医院	四日市市中里町 29-4	令和 4 年 8 月 22 日
中谷歯科医院	名張市本町 50	令和 4 年 5 月 31 日
とまと薬局	松阪市上川町 2194-16	令和 4 年 8 月 31 日
スギ薬局松阪中央店	松阪市宮町字堂ノ後 130	令和 4 年 8 月 17 日

三重県告示第 680 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の再開の届出がありました。

令和 4 年 10 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	再開年月日
もみの木整形外科	津市芸濃町椋本 5069 番地 6	令和 4 年 9 月 1 日

三重県告示第 681 号

三重県青少年健全育成条例（昭和 46 年三重県条例第 62 号）第 11 条第 1 項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

令和 4 年 10 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

番号	区分	興行名	配給会社名等	指 定 日 年 月 日	指定理由
1	映画	Z o l a ゴラ (原題) ZOLA	トランスフォー マー	令和 4 年 10 月 25 日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
2	映画	愛に奉仕せよ (原題) SERVE THE PEO PLE	クロックワー クス		
3	映画	手	日活		
4	映画	誘い濡れ さあやとこはる	オービー映画		
5	映画	哭悲 / THE SADNESS (原題) THE SADNESS	クロックワー クス		
6	映画	女神の継承 (原題) THE MEDIUM	シンカ		
7	映画	愛してる！	日活		
8	映画	不倫ゲーム 燃えあがる女たち	新東宝映画		
9	映画	私、あなた、彼、彼女 (原題) J E T U I L E L L E	コピアポア・ フィルム		

10	映画	囚われの女 (原題) LA CAPTIVE	コピアボア・フィルム
11	映画	快樂学園 教師も教え子も	新東宝映画
12	映画	デラカブ活動写真	びんくりんくフィルム
13	映画	パーフェクト・キス 濡らしてプレイバック	オーピー映画

三重県告示第 682 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 4 年 10 月 25 日

三重県知事 一見勝之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指定年月日
薬局	コスモ薬局 みその店	伊勢市御菌町長屋 2004-3		薬局	令和 4 年 10 月 1 日

三重県告示第 683 号

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 4 年 10 月 25 日

三重県知事 一見勝之

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

環境生活部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 243 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(1)の表に次のように加える。

24	三重県私立学校物価高騰対策支援補助金	私立学校における学校給食費や光熱費等の価格上昇分を学校設置者に対して補助することにより、コロナ禍における原油価格・物価高騰による保護者の経済的な負担軽減及び教育活動の継続を図る。	コロナ禍における原油価格・物価高騰により、私立学校における学校給食費や光熱費等の価格上昇分を補助事業者が負担した場合に要する経費	別に定める。	小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校又は外国人学校を設置する学校法人
----	--------------------	---	--	--------	--

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県告示第 684 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 10 月 25 日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ上野東インター店  
伊賀市四十九町字矢倉谷 1167-3
- 2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前) ケーヨーデイツー伊賀上野店  
(変更後) マックスバリュ上野東インター店
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ケーヨーデイツー株式会社	千葉県千葉市若葉区みつわ台 1 丁目 28 番 1 号	醍醐 茂夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
未定	—	—

3 変更年月日

令和 4 年 5 月 24 日

4 変更理由

- 2(1) 大規模小売店舗設置者の代表者及び住所の変更があったため。  
2(2) 大規模小売店舗の名称変更を行ったため。  
2(3) 小売業者の退店があったため。

5 届出の日

令和 4 年 9 月 15 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 10 月 25 日から令和 5 年 2 月 27 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**三重県告示第 685 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 10 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

多気クリスタルタウンショッピングセンター  
多気郡多気町大字仁田 725-2 ほか 122 筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治
株式会社靴のホッタ	愛知県清須市花水木 1-9-8	堀田 忠彦
株式会社ココカラファイン	神奈川県横浜市港北区新横浜 3-17-6	塚本 厚志
株式会社フォルテグループ	愛知県名古屋市中区丸の内 2 丁目 14 番 4 号	鈴木 実
西村商事株式会社	多気郡明和町金剛坂 776	西村 明浩
株式会社イナバ	松阪市大黒田町下野 308-14	稲葉 嘉子
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	矢野 靖二
株式会社大眞	多気郡多気町仁田 694-1	大井 眞清
多気ブックセンター株式会社	多気郡多気町相可 1562-1	小野 孝男
中山 弘子	松阪市石津町 461	—
株式会社相可フードネット	多気郡多気町仁田 750 番地	小西 薔
有限会社ヤマナカ	伊勢市宇治浦田一丁目 24 番 5 号	山中 雅博
株式会社伊勢の国 佃煮かね万	松阪市駅部田町 1205 番地の 1	前川 貞雄

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭
株式会社靴のホッタ	愛知県清須市花水木 1-9-8	堀田 弘
株式会社ココカラファイン	神奈川県横浜市港北区新横浜 3-17-6	塚本 厚志
株式会社フォルテグループ	愛知県名古屋市中区丸の内 2 丁目 14 番 4 号	鈴木 実
西村商事株式会社	多気郡明和町金剛坂 776	西村 明浩
株式会社イナバ	松阪市大黒田町下野 308-14	稲葉 嘉子
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	矢野 靖二
株式会社大眞	多気郡多気町仁田 694-1	大井 眞清
多気ブックセンター株式会社	多気郡多気町相可 1562-1	小野 孝男
中山 弘子	松阪市石津町 461	—
有限会社ヤマナカ	伊勢市宇治浦田一丁目 24 番 5 号	山中 雅博
株式会社伊勢の国 佃煮かね万	松阪市駅部田町 1205 番地の 1	前川 貞雄

- 3 変更年月日

令和 4 年 5 月 24 日

- 4 変更理由

2(1) 大規模小売店舗設置者の代表者及び住所の変更があったため。

2(2) 小売業者の代表者及び住所の変更並びに退店があったため。

- 5 届出の日

令和 4 年 9 月 15 日

- 6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

- 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 10 月 25 日から令和 5 年 2 月 27 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで



---

**三重県告示第 686 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 10 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ港町店  
津市港町 16 番 1 号
- 2 津市から聴取した意見  
意見無し
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 4 年 10 月 25 日から同年 11 月 25 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

---

**三重県告示第 687 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 10 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ津北店  
津市一身田上津部田 125 番地の 1
- 2 津市から聴取した意見  
意見無し
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 4 年 10 月 25 日から同年 11 月 25 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

---

**三重県告示第 688 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 10 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
SENO PARK 津 Bゾーン  
津市白塚町字九門久 454 ほか 11 筆及び鎌田 3925-1 ほか 14 筆並びに栗真小川町字大門 534 ほか 3 筆及び字沢 432-1 ほか 14 筆
- 2 津市から聴取した意見  
意見無し
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 4 年 10 月 25 日から同年 11 月 25 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

---

**三重県告示第 689 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 10 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ志店  
津市一志町田尻 99-1 ほか 8 筆
- 2 津市から聴取した意見  
意見無し
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 4 年 10 月 25 日から同年 11 月 25 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

---

**三重県告示第 690 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 10 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
白山ショッピングセンター  
津市白山町二本木字柏原 4699 ほか 5 筆
- 2 津市から聴取した意見  
意見無し
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 4 年 10 月 25 日から同年 11 月 25 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

---

**三重県告示第 691 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 10 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ川口店  
津市白山町大字川口字金谷 8378 ほか 4 筆
- 2 津市から聴取した意見  
意見無し
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 4 年 10 月 25 日から同年 11 月 25 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

---

**三重県告示第 692 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 10 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
パワーセンター松阪  
松阪市川井町字上大坪 714 番地ほか
- 2 松阪市から聴取した意見  
意見無し
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 4 年 10 月 25 日から同年 11 月 25 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

---

#### 三重県告示第 693 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 10 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
岡田ウイングショッピングセンター  
鈴鹿市岡田 3 丁目 332 番地 4
- 2 鈴鹿市から聴取した意見  
意見無し
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 4 年 10 月 25 日から同年 11 月 25 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

---

#### 三重県告示第 694 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 10 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ長太ノ浦店  
鈴鹿市長太栄町三丁目 1007-2 ほか
- 2 鈴鹿市から聴取した意見  
意見無し
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 4 年 10 月 25 日から同年 11 月 25 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

---

#### 三重県告示第 695 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和4年10月25日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ鈴鹿中央店  
鈴鹿市西條町 364 番地の 1
- 2 鈴鹿市から聴取した意見  
意見無し
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和4年10月25日から同年11月25日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

---

**三重県告示第 696 号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により亀山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和4年10月25日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ亀山店  
亀山市北町 6 番 8 号
- 2 亀山市から聴取した意見  
意見無し
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和4年10月25日から同年11月25日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

---

**三重県告示第 697 号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により亀山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和4年10月25日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ亀山みずほ台店  
亀山市田村町字西谷 2 ほか 14 筆
- 2 亀山市から聴取した意見  
意見無し
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和4年10月25日から同年11月25日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

---

**三重県告示第 698 号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により明和町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和4年10月25日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ぎゅーとら ラブリー明和店・ジップドラッグ有爾中店  
多気郡明和町叢村 207 番地ほか
- 2 明和町から聴取した意見  
意見無し
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和4年10月25日から同年11月25日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

---

**三重県告示第 699 号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により明和町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和4年10月25日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ブライトガーデン明和  
多気郡明和町大字中村字宇路津 1266-1 ほか 13 筆
- 2 明和町から聴取した意見  
意見無し
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和4年10月25日から同年11月25日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

---

**三重県告示第 700 号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により大台町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和4年10月25日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ大台店  
多気郡大台町佐原 615 番地
- 2 大台町から聴取した意見  
意見無し
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和4年10月25日から同年11月25日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

**公 告**

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、第74回（令和4年度）三重県准看護師試験を次のとおり実施します。

令和4年10月25日

## 三重県知事 一 見 勝 之

- 1 試験の実施日時  
令和5年2月14日(火)午後1時30分から午後4時まで
- 2 試験の実施場所  
津市観音寺町字東浦 457-3 三重県看護協会
- 3 受験願書の請求
  - (1) 受験願書は、三重県医療保健部医療介護人材課看護・介護人材班で配布します。郵便で願書を請求する場合は、返信用封筒(返信用切手を貼付、宛先を明記)及び准看護師試験願書請求書を同封の上、差出人を明記し、送付してください。  
受験願書請求先 〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県医療保健部医療介護人材課看護・介護人材班  
電話 059 (224) 2053
  - (2) 請求受付期間  
令和4年11月28日(月)から同年12月9日(金)まで(土曜日及び日曜日を除きます。)
- 4 受験願書の受付期間及び受付場所
  - (1) 受付期間  
令和5年1月4日(水)から同月6日(金)までの午前9時から午後5時まで  
郵送の場合は、令和5年1月6日(金)必着とします。
  - (2) 受付場所  
県庁舎内各保健所、四日市市保健所及び三重県医療保健部医療介護人材課
- 5 その他
  - (1) この試験の受験資格、受験手続、試験の方法等の詳細については、第74回(令和4年度)三重県准看護師試験実施要領を参考にしてください。
  - (2) この試験についての問合せは、受験願書請求先にしてください。

---

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

令和4年10月25日

三重県知事 一 見 勝 之

宮川用水土地改良区(伊勢市河崎1丁目11番8号)

退任理事

伊勢市小俣町湯田552番地

辻 経 生

---

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

令和4年10月25日

三重県知事 一 見 勝 之

小俣町土地改良区(伊勢市小俣町本町3番地)

退任理事

伊勢市小俣町湯田552番地

辻 経 生

---

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、宮川用水土地改良区(伊勢市河崎一丁目11番8号)の定款の変更を認可しました。

令和4年10月25日

三重県知事 一 見 勝 之

---

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県津農林水産事務所長から通知がありました。

令和4年10月25日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和4年9月5日から同年12月16日まで
- 3 作業地域  
津市芸濃町荻野及び同市安濃町安濃

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、亀山市長から通知がありました。

令和4年10月25日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点復旧測量）
- 2 作業期間  
令和4年10月3日から同月28日まで
- 3 作業地域  
亀山市御幸町

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、伊賀市上下水道事業管理者から通知がありました。

令和4年10月25日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和4年10月11日から同年11月30日まで
- 3 作業地域  
伊賀市西高倉及び同市西山

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和4年10月4日に終了した旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和4年10月25日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業地域  
亀山市安坂山町

### 特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和4年10月25日

三重県知事 一見勝之

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入物品及び数量  
三重県保健環境研究所庁舎で使用する電気（予定数量）1,713,000 kWh
  - (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 使用期間

令和 5 年 4 月 1 日（土）0 時から令和 6 年 3 月 31 日（日）24 時まで

(4) 需要場所

三重県四日市市桜町 3684-11 三重県保健環境研究所庁舎

(5) 業種及び用途

官公署（研究所）

(6) 供給計画等

調達説明書（仕様書）に示すとおりです。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 令和 4 年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第 6 条に定める落札資格を保有する事業者であること。

オ 小売電気事業者にあつては、供給実績があること（一般送配電事業の許可を受けている者を除きます。）。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和 4 年 11 月 21 日（月）10 時までに、本システムで入札する場合にあつては本システムに登録し、書面による入札の場合にあつては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあつては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(4) 一般送配電事業者及び小売電気事業者が令和 4 年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第 6 条に定める落札資格保有者であることを証明する書類

なお、新たに令和 4 年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第 6 条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第 5 条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類提出の締切日時までに判定を得ること。

【提出部局】

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地



三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班

電話 059-224-2368 ファクシミリ 059-229-1016

- (5) 小売電気事業者にあつては供給実績があることを証明する書類（一般送配電事業の許可を受けている者を除きます。）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒512-1211 三重県四日市市桜町 3684-11

三重県保健環境研究所企画調整室企画調整課 担当 鈴木

電話 059-329-3800 ファクシミリ 059-329-3004 電子メール hokan@pref.mie.lg.jp

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和4年12月13日（火）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和4年11月30日（水）17時までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和4年12月13日（火）10時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、四日市西郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和4年12月13日（火）10時

なお、入札書は令和4年12月5日（月）から同月13日（火）10時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒512-8799 三重県四日市市智積町 6227

宛 先 四日市西郵便局留め

受取人 三重県保健環境研究所企画調整室企画調整課

案件名 三重県保健環境研究所庁舎で使用する電気 入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和4年12月13日（火）11時00分

場所 三重県四日市市桜町 3684-11

三重県保健環境研究所企画調整室企画調整課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を記載するものとします。

よって、調達システムで通知される落札金額（税抜き）欄については、表示上は税抜きであっても、既に消費税及び地方消費税分が加算された額となりますので、御留意願います。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立て

をされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

#### エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

#### オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

### 6 その他

#### (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限り、ます。

#### (2) 契約書作成の要否

要

#### (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

#### (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

#### (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

#### (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

#### (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

### 7 Summary

#### (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Electricity (approx. 1,713,000kWh) to be used in the building of Health and Environment Research Institute, Mie Prefecture

#### (2) Supply period:

From 0:00 A.M. on Saturday, April 1, 2023 to 12:00 P.M. on Sunday, March 31, 2024.

#### (3) Supply place:

The building of Health and Environment Research Institute, Mie Prefecture

#### (4) Bid Submission Deadline

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Tuesday, December 13, 2022.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, December 5, 2022 and 10:00 A.M. on Tuesday, December 13, 2022.

(5) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 11:00 A.M. on Tuesday, December 13, 2022.

(6) Managing Authority :

Planning and Coordination Division, Health and Environment Research Institute, Mie Prefecture  
3684-11 Sakura-cho, Yokkaichi city, Mie, 512-1211, Japan  
TEL:059-329-3800

正 誤

令和4年9月30日付け三重県公報第350号に登載しました、三重県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則中

ページ 行  
5 7から22

誤

<p>法第 54 条第 2 項（法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合であつて、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第 6 条の 3 第 1 項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するとき（同項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合を除く。）</p>	<p>建築基準法第 18 条の 2 第 1 項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書の写し</p>	<p>法第 54 条第 2 項（法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合であつて、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第 6 条の 3 第 1 項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するとき（同項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合を除く。）</p>	<p>建築基準法第 18 条の 2 第 1 項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書の写し</p>
--	---	--	---

正

<p>登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写しを添えた場合</p>	<p>当該住宅型式性能認定書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書</p>	<p>登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写しを添えた場合</p>	<p>当該住宅型式性能認定書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書</p>
---	--	---	--

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>